

## (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

## 1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	各市町における課題
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位予想（予測）の情報提供があれば避難勧告等を発令しやすい。</li> <li>・ 無降雨・無降雨予報となった場合でも、流域の状況（上流域降雨や洪水到達到達時間）によっては今後、基準水位に到達する可能性があり判断が難しい。</li> <li>・ 深夜や早朝の発令のタイミングの見極めが難しい。</li> <li>・ 上流遠方の基準水位観測所において氾濫危険水位に到達しても各市町に到達するまでに時間があるため、避難勧告を発令するタイミングが難しい。</li> <li>・ 下流遠方の基準水位観測所の情報は、発令の判断材料としては不適格。</li> <li>・ 避難判断マニュアルの作成（作成中）</li> <li>・ 氾濫流の到達時間が遅い（12時間など）ため、発令するタイミングが難しい。</li> <li>・ 当該各市町内を流下していない河川であるため発令基準がない。</li> <li>・ 市内のほとんどが浸水想定区域内であるため勧告発令地域、タイミングの判断が難しい。</li> <li>・ 毎年、避難勧告等の水位が変更され、発令基準への判断ができない。</li> <li>・ 避難指示発令の明確な判断基準が難しい。</li> <li>・ 発令実績がないため、現時点での懸案が想定できない。</li> </ul>
避難勧告発令単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域が広範囲であること、破堤地点を特定できないこと、洪水によっては規模が異なること、これらより対象地域の設定が困難である。</li> <li>・ 浸水想定区域以外の発令単位。</li> <li>・ 浸水区域に近づかないように周知、徹底する。</li> <li>・ 発令単位を定めていないため、発災時に判断しなければならない。</li> <li>・ 自治組織の範囲での発令で問題がないか？</li> </ul>
避難所等、避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利根川と同時破堤した場合、避難場所は限定される。</li> <li>・ 広域避難計画の策定、近隣地区からの避難者受け入れ計画の策定。</li> <li>・ 洪水によっては避難場所として使用できない場合があるため、対応できるように避難場所の周知を徹底する。</li> <li>・ 避難経路の策定、明確化。ハザードマップへの避難経路の図示、表示方法。</li> <li>・ 浸水想定区域が広範囲であるため、避難場所への移動が困難である。</li> <li>・ 浸水状況は予想できないため設定が難しい。</li> <li>・ 各地域住民による避難経路の設定。</li> <li>・ 啓蒙活動の実施。</li> <li>・ 自主防災組織とのさらなる連携が必要である。</li> </ul>
住民等への情報伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、要配慮者への的確な情報周知。</li> <li>・ 降雨時には防災行政無線や広報車の音が聞き取り辛い。</li> <li>・ インターネットや携帯電話等を利用しない方への情報伝達方法の検討。</li> <li>・ 防災情報配信メール登録の促進（増えていない）。</li> <li>・ 多様な情報伝達（提供）方法があることの周知徹底。</li> <li>・ 住民側からの災害情報の取得（PULL型）についての啓発。</li> <li>・ 住民の情報収集力、意識の格差。</li> <li>・ HP、SNS等の定期的な更新が追い付かない。</li> <li>・ 情報伝達のタイミングが決まっていない。</li> <li>・ 全市民への周知方策（不可能である）。</li> <li>・ 気象情報と違い、市民が河川情報（水位等）を入手することは比較的困難である。</li> <li>・ 工業地帯企業への周知</li> </ul>
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導に必要な人員の確保、特に広域避難となった場合は人手不足である。自助・共助の育成が必要となる。自治会等との協力体制が整っていない。</li> <li>・ 市職員、警察、消防団員それぞれの役割が明確になっていない。事前調整が必要である。</li> <li>・ 水防工法と避難誘導の人員配置バランスを図る。</li> <li>・ 具体的な避難誘導體制が地域防災計画では未整備である。</li> <li>・ 要支援者の避難方法の検討。</li> <li>・ 暴風時や夜間の避難誘導は危険であるため、安全管理面での指導（職員、自治会・自主防災組織）の徹底が必要である。</li> <li>・ 工業地帯企業の避難誘導體制</li> </ul>

項目	各市町における課題
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「立ち退き避難」と「屋内安全確保」の判断や、複数の河川が増水した場合の避難などをどのように周知すべきか。</li> <li>水防業務と避難勧告発令業務のバランス</li> <li>破堤点ごとの洪水浸水想定区域図による避難計画の検討。</li> </ul>

## 2) 水防に関する事項

項目	各市町における課題
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部から消防団を所管する消防本部に連絡するが、参集する消防団員の人員が不足している。</li> <li>(情報連絡体制はあるが) 水防団条例制定後において、水防団の出動実績がないこと。</li> </ul>
河川の巡視区間および水防活動の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団員の人手不足【巡視箇所が多い場合、樋管操作等の兼務、内水被害対応、水防活動(工法)等】。</li> <li>人手不足(参集者が少ない場合など)への対応。</li> <li>広域圏であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。今後、実施の検討を行う。</li> </ul>
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算不足による資機材の購入や更新が難しい。</li> <li>被害規模によっては不足する。</li> <li>整備が完了していない。</li> <li>船外機の配備が必要である。</li> <li>定期的な点検管理が必要である。</li> </ul>
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能が失われる可能性がある。</li> <li>大規模水害時には、市のほとんどが浸水すると想定されるため役所等の機能維持が難しい。</li> <li>庁舎では、避難した住民を受け入れる等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。</li> <li>災害対策本部の代替施設(市防災センターなど)が浸水想定区域内にあるため、代替施設として機能しない恐れがある。</li> <li>災害拠点病院が浸水想定区域内だが、未検討である。</li> <li>代替庁舎の検討が必要である。</li> <li>指定避難所にも指定しており、災害拠点として不安要素はある。</li> <li>想定外の災害対応の検討。</li> <li>災害対策本部の代替施設にあらかじめ情報収集資機材等を整備しておく必要がある。</li> <li>水防法第15条の3(水防訓練)に基づく努力義務について具体的な促進を回ること。</li> <li>BCP(事業継続計画)未設定。</li> <li>医療センターでは、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき業務等に支障をきたすことが懸念される。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震と違い、地域での自助、共助の意識が薄い。</li> <li>河川を有していない市町の状況で、水防団を設置する必要があるか検討が必要である。</li> <li>浸水の長期継続に対する計画が必要である。</li> </ul>

## 3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	各市町における課題
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化及び長寿命化に対する対応。維持管理コストが高い。</li> <li>大規模氾濫を想定した計画作りが必要である(排水資機材の操作運用マニュアル等)。</li> <li>操作・運用の取り決めについて策定していない。</li> <li>長期になった場合、職員の交代要員がいない。</li> <li>排水先の河川の改修が実施されていないため、内水を排除しきれない。</li> <li>国道及び県道に接している家屋及び店舗(市民)から排水の要望を受けた際の対応。</li> </ul>